暫定排水基準（平成２７年５月２５日現在）

（１）水質汚濁防止法

①「窒素含有量及びりん含有量」について、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正（平成２５年１０月１日施行）に伴い、一部の業種に暫定排水基準が適用されています。**暫定排水基準の適用期間は、５年間（平成３０年９月３０日まで）とされています。**（表ア、イ）

②「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」及び「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」について、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正（平成２５年７月１日施行）に伴い、一部の業種に暫定排水基準が適用されています。（暫定排水基準値一覧参照）**暫定排水基準の適用期間は、３年間（平成２８年６月３０日まで）とされています。**（表ウ、エ、オ）

③「亜鉛含有量」について、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成２３年１２月１１施行）により、一部の業種に暫定排水基準が適用されています。**暫定排水基準の適用期間は、５年間（平成２８年１２月１０日まで）とされています。**（表カ）

④「1,4-ジオキサン」について、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成２７年５月２５日施行）により、一部の業種に暫定排水基準が適用されています。**暫定排水基準の適用期間は、３年間（平成３０年５月２４日まで）とされています。**（表キ）

⑤「カドミウム及びその化合物」について、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成２６年１２月１日施行）により、一部の業種に暫定排水基準が適用されています。**暫定排水基準の適用期間は、３年間（平成２９年１１月３０日まで）（金属鉱業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に属する特定事業場にあっては、２年間（平成２８年１１月３０日まで））とされています。**（表ク）

ア　窒素含有量

業種その他の区分	許容限度（mg/L）
・天然ガス鉱業	１６０（日間平均１５０）
・畜産農業（※）	１７０（日間平均１４０）
・酸化コバルト製造業	４００（日間平均１２０）
・バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	４２５０（日間平均３５００）

（※）豚房施設に限ります

イ　りん含有量

業種その他の区分	許容限度（mg/L）
・畜産農業（※）	２５（日間平均２０）

（※）豚房施設に限ります

ウ　ほう素及びその化合物

業種その他の区分	許容限度（mg/L）
・ほうろう鉄器製造業	５０
・うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものに限る。）	５０
・貴金属製造・再生業	５０
・電気めっき業	４０
・下水道業　（注）	５０
・金属鉱業	１００
・粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製造するものに限る。）	１２０
・うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものに限る。）	１４０
・旅館業（温泉を利用するものに限る。）	５００

（注）旅館業に属する事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を設置している特定事業場であって、次の算式により計算された値が１０を超えるものについて適用されます。

$$\Sigma Ci \cdot Qi / Q$$

Ci　下水道に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値
（単位：ほう素の量に関して mg／L）
Qi　当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量（単位：m^3／日）
Q　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位：m^3／日）

エ　ふっ素及びその化合物

業種その他の区分	許容限度（mg/L）
・ほうろう鉄器製造業	１５
・うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものに限る。）	１５
・電気めっき業（１日当たりの平均的な排出水の量が５０m^3以上であるものに限る。）	１５
・旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和４９年政令第３６３号）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、１日当たりの平均的な排出水の量が５０m^3以上であるものに限る。）	１５
・電気めっき業（１日当たりの平均的な排出水の量が５０m^3未満であるものに限る。）	５０　＊
・旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって１日当たりの平均的な排出水の量が５０m^3未満であるもの又は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和４９年政令第３６３号）の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	３０　＊
・旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって１日当たりの平均的な排出水の量が５０m^3未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	５０　＊

＊一部の事業場には、上乗せ排水基準が適用されます((2)上乗せ条例　参照)。

オ　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

業種その他の区分	許容限度（mg/L）※
・下水道業（特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設のうち以下の何れかの業種からの汚水又は排水を受け入れるものに限る。） 一　モリブデン化合物製造業 二　ジルコニウム化合物製造業	１５０
・電気めっき業	３００
・酸化コバルト製造業	１６０
・畜産農業	７００
・ジルコニウム化合物製造業	７００
・モリブデン化合物製造業	１７００
・バナジウム化合物製造業	１７００
・貴金属製造・再生業	３０００

※アンモニア性窒素に０．４を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

カ　亜鉛含有量

業種その他の区分	許容限度（mg/L）
・金属鉱業 ・電気めっき業 ・下水道業　（注）一定の条件に該当するものに限る。	５

（注）暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を設置している特定事業場であって、次の算式により計算された値が２を超えるものについて適用されます。

$$\Sigma C_j \cdot Q_j / Q$$

Ｃｊ　下水道に水を排出する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の亜鉛含有量の通常の値（単位：mg／L）
Ｑｊ　当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量（単位：m^3／日）
Ｑ　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位：m^3／日）

キ　1,4-ジオキサン

業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度 （mg/L）
・エチレンオキサイド製造業 ・エチレングリコール製造業	６ ６

ク　カドミウム

業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度 （mg/L）
・金属鉱業 ・非鉄金属第１次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る） ・非鉄金属第２次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る） ・溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	０．０８ ０．０９ ０．０９ ０．１

（２）上乗せ条例

「ふっ素及びその化合物」について、水質汚濁防止法による暫定排水基準の適用を受けている業種のうち、平成１３年６月３０日において既に上乗せ条例の規制対象であった工場又は事業場及び平成１３年７月１日以降に設置された工場又は事業場であって日平均排水量１０m^3以上５０m^3未満の下記のものには、**上乗せ排水基準が適用されます（平成２８年６月３０日まで）**。

業 種 そ の 他 の 区 分 〔 産 業 分 類 〕	許 容 限 度 （mg/L）
・旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和４９年政令第３６３号）の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。）〔７５１〕 ・電気めっき業〔２４６４〕	１５

暫定排水基準が適用される工場・事業場については、以下の事項に御注意ください。

・水濁法施行令別表第１第７４号の共同処理施設など、工場・事業場に係る汚水等を処理する事業場については、その処理する水を排出する工場・事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準が適用されます。
・暫定排水基準が適用される業種に属する工場・事業場が同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合には、暫定排水基準が適用されます。

＜ふっ素及びその化合物に係る許容限度（ｍｇ/L）一覧＞

業 種 そ の 他 の 区 分		日平均排水量（m^3/日）		
		10 未満	10 以上 50未満	50 以上
旅館業 （昭和 49 年 12 月１日に現に湧出していた温泉を利用。）	自然湧出	50		
	自然湧出以外	30		
旅館業 （昭和 49 年 12 月２日以降に湧出した温泉を利用。）	自然湧出	50	５０(１５※)	15
	自然湧出以外	30	３０(１５※)	
電気めっき業		50	５０(１５※)	15
うわ薬製造業 （ほうろううわ薬を製造するものに限る。）		15		
ほうろう鉄器製造業		15		

単位：ｍｇ/L

※　埼玉県の上乗せ排水基準適用事業場に対する基準値